

金沢地方・家庭裁判所七尾支部

劇で紹介！！ 成年後見制度

を開催しました

令和3年12月17日に、金沢地方・家庭裁判所七尾支部では、成年後見制度に対する理解を深めていただくため、成年後見制度に関心のある一般の方を対象にした広報行事「劇で紹介！！ 成年後見制度」を実施しました。

当日は、七尾支部管内の市町にお住まいの11人の方にご参加いただきました。



堂英洋七尾支部長のあいさつでスタート

認知症となった父親の預金から母親が住む自宅の修理費用を出したいと窓口相談にきた場面を職員が劇形式で実演しました。



認知症になったうちの親父の預金なんやけど…

では、成年後見制度についてご説明します。



成年後見制度とは

任意後見制度

- 判断能力が**不十分になる前に**
- 本人自ら「任意後見人」を選び、任意後見契約を結ぶ
- 判断能力が不十分になったら家庭裁判所で任意後見監督人を選任する。

法定後見制度

- 判断能力が**不十分になってから**
- 家庭裁判所によって成年後見人等を選任
- 判断能力に応じて後見・保佐・補助の3つの制度がある。

劇中に出てきた用語については、重ねて解説！



模擬手続案内のほか、成年後見制度の説明DVDも視聴いただきました。質問コーナーでは、任意後見制度や、保佐・補助についての質問があり、職員による解説がなされました。

参加していただいた方からの感想

-  相談者役の職員が、書記官から説明された内容や言葉を繰り返して質問してくれたこと、モニターでの補足もあり、わかりやすかった。
-  申立てが必要となる具体例がもう少しあると、より分かりやすかったと思う。
-  私たち(相談者)の目線での質問、方向性だった。
-  言葉は知っていても、法律上の案件で敷居が高かったが、意外に身近なことだと思った。

当日は、あいにくの悪天候となりましたが、参加いただいたみなさん、ありがとうございました！

金沢地方・家庭裁判所では、今後も種々のイベントを企画していますので、機会がありましたら是非ご参加ください。

